

「ワイン県」の歴史と未来

日本ワイン発祥の地・山梨。現在、山梨ワインは、日本ワイン生産量の約3割を占め、ワインは山梨の代名詞となっています。その歴史は古く、先人たちの努力と思いが積み重なり、本県の豊かな風土に根付いて発展してきました。県では、このほど山梨を改めて日本一のワイン産地としてアピールするとともに、これをきっかけに、周遊観光の促進や地域産業の活性化を図っていくため、「山梨『ワイン県』宣言」を行いました。



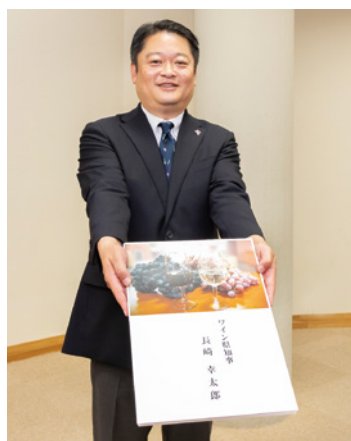
山梨「ワイン県」宣言！

国産ブドウだけで造られた日本ワインの生産量、ワイナリー数が日本一を誇る本県には、明治時代から約150年続くワイン造りの歴史と伝統があります。特に本県特産で日本固有のブドウ品種「甲州」から造られる甲州ワインの品質の良さは、世界的にも高い評価を受け、本県は世界の銘醸地と並ぶワイン産地として認められつつあります。また県では、ワインセンターや果樹試験場でワイン製造の研究や支援を行ったり、技術や人材育成において山梨大学と連携したりするなど、ワイン業界の発展に寄与しています。

ワインのさらなる発展を図るため、8月7日に長崎知事は「山梨『ワイン県』宣言」を行いました。この宣言が、観光客の皆さんに山梨という地を選んで足を運んでいただくきっかけとなり、ワインだけでなく他の県産酒と一緒に山梨の食を味わったり、伝統工芸品などを手に取ったりしていただく機会が増え、地域産業などの活性化につながっていくことに大きな期待が寄せられています。

「ワイン県」宣言を行う長崎知事

令和という新しい時代が始まり、日本ワインが世界から注目されている今、改めて山梨こそが名実ともに日本一のワイン産地であることを広くアピールし、山梨



「ワイン県知事」の名刺でPRする長崎知事



日本ワイン発祥地の財産

国の文化審議会が、甲州市勝沼町にある老舗ワイナリー3社が所有する6件の建造物を、国の登録有形文化財とするよう、7月に文部科学大臣に答申しました。養蚕農家の特徴である切り妻造りの民家を生かしたこれらの建造物は、ワイン醸造の古い歴史を有するこの地域ならではのものです。こうした歴史的景観を構成する貴重な建造物や、守られてきた文化、ワインを愛した先人たちの思いが、このほど行った「ワイン県」宣言の礎となっています。

当ワイナリーは昭和12年に、祖父が製糸業を営む傍らワイン醸造に着手したことから始まりました。社屋は製糸業を始めるときに祖父が購入したもので、主屋兼事務所は明治後期に、樽貯蔵庫は昭和24年ごろに建築されたものです。ワイン醸造は養蚕業が衰退していく時代の中、明治政府の殖産興業政策により始まりました。戦時中はワイナリーにとって厳しい時代でしたが、ワイ

ンに含まれる酒石酸が潜水艦のソナーの原料となると分かり、酒石酸採取のためのワイン醸造が軍の要請により行われたことも、ワイン造りが存続してきた理由の一つです。

今回、勝沼地域の老舗ワイナリーのワイン醸造施設6件が、国の登録有形文化財へ答申されたことは、とても光栄なことです。今や全国各地でワインが造られるようになり、洋風のワイナリー

が増えています。私たちが先人たちの遺産である和風のワイナリーを地域全体で継承していきたいです。今後は伝統を受け継ぎながらも、国内外からの観光客を迎えるホスピタリティーを向上させるなど、ワイナリーが新たに発展できる方法を探っていきたいと考えています。

県民の皆さんも「ワイン県民」として、山梨ワインの魅力をお客様に伝えてほしいと思います。



勝沼ワイン協会 会長
(勝沼醸造株式会社 代表取締役)
有賀 雄二 さん

登録有形文化財となる建造物

	建造物	建築年代
勝沼醸造	主屋兼事務所	明治後期
	樽貯蔵庫	昭和24年ごろ
丸藤葡萄酒工業	旧醸造蔵	明治前期
	瓶貯蔵庫	昭和33年
くらむぼんワイン	旧主屋	明治後期
	ワインセラー	明治後期



勝沼醸造(主屋兼事務所)



勝沼醸造(樽貯蔵庫)



丸藤葡萄酒工業(瓶貯蔵庫)



くらむぼんワイン(旧主屋)

日本ワインコンクールで 県産ワイン8点が金賞に輝く

日本ワインコンクールは、国産ブドウのみを原料として国内で造られた日本ワインの品質と認知度の向上、また個性や地位を高めることを目的に、毎年開催されています。

「日本ワインコンクール2019」には全国のワイナリーから788点のワインが出品され、金賞に輝いた21点のうち8点を、山梨県内で醸造されたワインが占めました。

審査委員長からは「日本ワイン全体で品質が高まっている。さらなる日本ワインの品質向上を目指し、山梨県にはリーダーとして頑張してほしい」との評価をいただきました。



【問い合わせ先】

ワイン県については
登録有形文化財については
日本ワインコンクールについては

観光プロモーション課
学術文化財課
地域産業振興課

TEL 055-223-8876 FAX 055-223-1438
TEL 055-223-1792 FAX 055-223-1793
TEL 055-223-8871 FAX 055-223-1534